

鳥取県告示第16号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成22年1月12日

鳥取県東部総合事務所長 瀧山 親則

事業者の名称又は 氏名	指定に係る事業所 の名称	指定に係る事業所の 所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社キリンの 里	デイサービスセン ターキリンの里も ちがせ	鳥取市用瀬町別府 357-16	平成22年1月5日	介護予防通所介護